

民事保全



裁判所で行われる民事保全

民事に関する紛争は、民事訴訟という裁判手続によって民事上の権利(金銭の支払や物の引渡し等を求める給付請求権)について確定し、それを強制執行によって実現をすることになります。

しかし、その権利の実現までには時間がかかり、例えば金銭債権の被告(債務者)がその訴訟係属中にその所有財産(責任財産)を処分したり、あるいは建物明渡請求訴訟の審理中に被告が目的建物の占有を他人に移転してしまえば、勝訴判決を受けても、それに基づく強制執行は不能になってしまいます。

そこで、将来の権利実現の執行確保のために、 債務者の財産を確保(①「仮差押え」による処分 禁止)したり(民事保全法[以下、民保法]1条・ 20条1項)、財産の現状を固定(②「係争物に関 する仮処分」による係争物の処分禁止・占有移転 の禁止等)したりするもの(民保法1条・23条1 項)として、暫定的措置をとるのが民事保全手続 です。

①仮差押えによる処分禁止は、例えば、貸金などの金銭債権について、借主がほかの人からも借金しており、土地・家屋しかない財産を処分してしまうと、貸主が貸金の返済を受けられなくなるおそれがある場合、その土地・建物を仮に差し押さえるというものです。

②係争物に関する仮処分は、例えば、土地付きの中古住宅を買って代金を払ったのに売主が所有権移転の登記をしてくれず、その土地・家屋を

園部 厚 Sonobe Atsushi

東京簡易裁判所民事第9室 簡易裁判所判事

他の人に売却されるおそれがあるような場合に、その土地・建物について処分禁止の仮処分を 求めたりするものです。

また、民事保全法においては、争いのある権利 関係について債権者に生ずる著しい損害又は急 迫の危険を避けるために、暫定的に民事訴訟の 本案*1の権利関係についての③仮の地位を定め る仮処分(民保法1条・23条2項)についても定 めています。これは、例えば、交通事故の被害者 がけがで仕事もできず生活に困窮しているよう な場合、加害者である債務者に対し、訴訟提起に 先立ち、損害賠償金の一部を仮に支払うように 求めたりするものです。

今回は、この民事保全手続についてみていき ます。

図1 民事保全手続の種類

※筆者作成

- 民事保全手続

- ①仮差押え
- ②係争物に関する 仮処分 (処分禁止の仮処分、 占有移転禁止の 仮処分等)
- 将来の強制執行 を保全するため のもの
- ③仮の地位を定める 仮処分

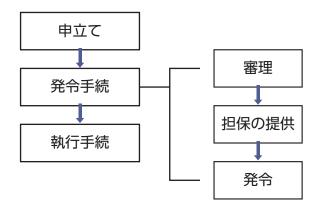
*1 保全で最終的に求める請求権についての訴えでの請求



民事保全手続の流れ

民事保全手続の流れは、**図2**のように進みます。次から、この流れに沿って解説していきます。

図2 民事保全手続の流れ



民事保全命令の申立て

民事保全命令の管轄裁判所

民事保全命令の申立てをすべき管轄裁判所は、本案訴訟の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物等の所在地を管轄する地方裁判所です(民保法12条1項)。

民事保全命令の申立手続

1.民事保全命令の申立てと疎明

民事保全命令の申立てにおいては、申立ての趣旨(求める命令の内容)、保全すべき権利等及び保全の必要性を明らかにし(民保法13条1項)、保全すべき権利等及び保全の必要性について疎明しなければなりません(民保法13条2項)。

疎明は、裁判官が「事実の存在が一応確からしい」との認識を持った状態をいいます。このような疎明は、即時に取り調べることができる証拠によらなければならないとされています(民事

訴訟法188条)。

2.仮差押えの申立て

(1) 仮差押申立てにおける目的物の特定

仮差押えの対象となる債務者の財産が動産の場合には、目的物を特定しないで仮差押えを発することができ(民保法21条但し書)、申立書で動産を特定することは要しません。これに対し、その他の財産権を対象とする場合には、具体的に仮差押えの対象物を特定しなければなりません(民保法21条本文)。

(2)仮差押申立てにおける被保全権利(請求債権)の表示

仮差押えの手続では、担保*2の額や仮差押解放金を定める*3関係などから、申立書における被保全権利である請求債権は、確定額を表示します。また、一般的には、申立書の請求債権目録に、元本と仮差押申立日までの既発生の遅延損害金等を記載します。

(3) 仮差押えにおける保全の必要性

前述(前記 1.)のとおり、保全の必要性については、疎明をしなければなりません。保全の必要性とは、債務者が自分の財産状態を変更しようとすることによって、債権者の有する金銭債権について将来の強制執行による実現が不可能となるおそれがあったり、または強制執行の段階で著しい困難を生じたりするおそれがあることです(民保法20条 1 項)。具体的には、債務者による財産の隠匿等です。

3.仮処分の申立て

(1)仮処分における被保全権利

保全すべき権利(被保全権利)は、係争物に関する仮処分の場合は、金銭債権以外の特定物又は権利に関する給付を目的とする権利です。仮の地位を定める仮処分の場合、制限はなく、争いのある権利関係であれば足ります(民保法23条1項・2項)。

- *2 債務者が受けるであろう損害を担保するもの。債権者が供託し、本案判決等を得て、債務者に損害が発生していなければ取り戻すことができる
- *3 裁判所は、仮差押命令においては、仮差押えの執行の停止を得るため、又は既にした仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が供託 すべき金銭の額を定めなければならない(民保法22条)



(2)仮処分における保全の必要性

①係争物に関する仮処分における保全の必要性保全の必要性については、係争物に関する仮処分の場合、係争物の現状の変更により給付請求権を執行することが不能、又は著しく困難になるおそれがあることです(民保法23条1項)。これは、債務者が係争物を譲渡、棄損、隠匿し、又は係争物の占有を第三者に移転するおそれなどがある場合です。

具体的には、登記請求権の保全のための係争物の目的物件の処分禁止の仮処分であれば、債権者側で売買代金の支払いをするなどして義務の履行の全部又は大部分を履行しているのに、債務者が登記義務を履行せず、目的物件の売却を不動産業者に依頼しているという情報があることなどです。

②仮の地位を定める仮処分における保全の必要性

仮の地位を定める仮処分の場合の保全の必要性は、権利関係に争いがあることによって、債権者が著しい損害を被り又は急迫な危険に直面しているため、本案判決を待たずに暫定的に権利関係又は法的地位を形成する必要があることです(民保法23条2項)。

民事保全の発令手続

民事保全の審理手続

民事保全の申立てについては、被保全権利の存在と保全の必要性が疎明されれば、保全命令を発令することになります。

仮の地位を定める仮処分では、債務者に重大な不利益を与えることが多いため、原則として、 口頭弁論を開くか、債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければなりません(民保法23条4項本文)。

ただ、そのような期日を経ると、仮処分の申立 ての目的を達することができない事情があると きは、その期日を経ないで、仮の地位を定める仮 処分を発することができます(民保法23条4項但し書)。所有権留保等の自動車の引渡断行の仮処分等では、この口頭弁論等の期日を経ないで、仮の地位を定める仮処分を発しています。

担保の提供

保全命令は、担保を立てさせ、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の条件として、又は担保を立てさせないで、発することができます(民保法14条1項)。

民事保全は、立証の程度が疎明で足りるため、 債務者の審尋を行わないこともあり、債務者が 反対疎明できない場合も多く、保全命令におけ る裁判所の判断は暫定的なものですから、将来 その保全命令や執行が違法となることがあり得 るため、裁判所は損害の担保として一定の金額 を供託させているのです。

民事保全の発令

保全命令申立てに対する裁判

(1)保全命令申立却下決定

保全命令申立てが訴訟要件を欠く場合及び具体的要件である保全すべき権利又は権利関係を欠くと判断されるときには、却下の判断がされます。保全命令申立ての理由がない場合も、却下されます。

(2)仮差押命令

仮差押命令申立てを認容する場合、債権者の ために債務者の財産を仮に差し押さえる旨を宣 言して発令します。仮差押命令は「民事保全命令 の申立て」の2.で述べたとおり、その対象が動 産の場合を除いて、目的物を特定しなければな りません。

(3)係争物に関する仮処分

①処分禁止の仮処分

処分禁止の仮処分命令は、特定物に関する給付請求権についての将来の強制執行が妨げられることなく行われるように債務者の処分を禁止する保全処分です。次の例1は、不動産処分禁止仮処分決定の主文です。



【例1】 債務者は、別紙物件目録記載の不動産について、譲渡並びに質権、抵当権及び賃借権の設定その他一切の処分をしてはならない。

②占有移転禁止の仮処分

占有移転禁止の仮処分は、物の引渡・明渡請求権についての将来の強制執行が妨げられることなく行われるように目的物の占有状態を維持する保全処分です。

例 2 は、不動産占有移転禁止の仮処分決定・執 行官保管型の主文です。

【例2】 債務者は、別紙物件目録記載に物件に対する占有を他人に移転し、又は占有名義を変更してはならない。

債務者は、上記物件の占有を解いて、これを執 行官に引き渡さなければならない。

執行官は、上記物件を保管しなければならない。

執行官は、債務者が上記物件の占有を移転又 は占有名義の変更を禁止されていること及び執 行官が上記物件を保管していることを公示しな ければならない。

(4)仮の地位を定める仮処分命令

争いがある権利関係について債権者に迫りつつある損害や危険にはさまざまなものがあり、債権者の必要に応じて発令される仮の地位を定める仮処分の内容もさまざまとなります。また、仮の地位を定める仮処分は、迅速に被保全権利を直接満足させるため、満足的仮処分あるいは断行の仮処分とも呼ばれています。

例3は、不動産明渡断行の仮処分命令の主文です。

【例3】 債務者は、債権者に対し、この決定送達の日から○日以内に別紙物件目録記載の建物を仮に明渡せ。

例4は、仮払いの仮処分の主文です。

【例4】 債務者は、債権者に対し、○○万円を仮に支払え。

民事保全の執行手続

保全執行の執行期間

保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から2週間以内に実施する必要があります(民保法43条2項)。これは、保全命令が、暫定的(仮定的)な裁判で、本来直ちに執行されるべきものであり、保全命令後に時間が経過することによって保全の必要性が変化して不当な保全執行が行われるおそれがあるため、保全執行の執行期間を限定したのです。

民事保全の執行

仮差押えは、債権者の金銭債権の保全を目的とするものであり、債務者の責任財産の処分を制限し、一定の財産を確保すればその目的を達することになります。

占有移転禁止の仮処分命令を受けた債権者は、目的物の所在地を管轄する地方裁判所の執行官に対し、執行申立てをします。不動産の所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分が発せられたときは、その執行として、「処分禁止の仮処分の登記」がなされます(民保法53条1項)。

交通事故の賠償金などの金銭の仮払いの仮処分、不動産明渡の仮処分などの金銭・物の給付を命ずる仮処分については、仮処分命令に基づいて(民保法52条2項)、強制執行と同様の手続で行うことになります。

次回は、「民事調停」についてみていきます。